



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 21 日 (火)
号外第 59 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (38) (財政課) 4
	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県 費負担に関する条例の一部を改正する条例 (39) (地域振興課) 5
	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正す る条例 (40) (子育て応援課) 8
◇ 規 則	鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (42) (子育て応援課) 12

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例制度が創設されたことに伴い、鳥取県未来人材育成基金の設置目的について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県未来人材育成基金の設置目的に奨学金の返還支援事業を行うことを明記する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の借入れ等に係る公費負担の上限額が改められたことに鑑み、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における県費負担の上限額を改める。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる選挙運動に係る県費負担の上限額を、同表の中欄に掲げる額から同表の右欄に掲げる額に改める。

区分	現行単価	改定単価
選挙運動用自動車の借入れ	15,300円	15,800円
選挙運動用自動車の燃料供給	7,350円	7,560円
ビラの作成	5万枚以下の場合 1枚当たり7円30銭 5万枚を超える場合 1枚当たり4円88銭	5万枚以下の場合 1枚当たり7円51銭 5万枚を超える場合 1枚当たり5円2銭
ポスターの作成	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり510円48銭 ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり26円73銭 企画費 301,875円	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり525円6銭 ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり27円50銭 企画費 310,500円

- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、平成32年3月31日までの間、保育所及び認定こども園の職員配置基準を弾力化するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

- ア 保育所に置く職員の配置基準について、平成32年3月31日までの間の特例措置として次の措置を講ずる。
 - (ア) 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化
 - (イ) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
 - (ウ) 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化
- イ 保育所の設置者は、職員配置基準の弾力化により活用する職員には、保育の質を確保するために必要な

- 研修を受けさせなければならないこととする。
- (2) 鳥取県認定子ども園に関する条例の一部改正
認定子ども園に置く職員の配置基準について、(1)と同様の措置を講ずる。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県認定子ども園に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園に係る施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、平成32年3月31日までの間、認定子ども園の職員配置基準を弾力化するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園において1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する保育士については、平成32年3月31日までの間、幼稚園教諭又は小学校教諭等をもって代えることができる。
- (2) 認定子ども園の設置者は、職員配置基準の弾力化により活用する職員には、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
30 鳥取県未来人材育成基金	<u>県内外の産業界の協力を得て、奨学金の返還支援事業を行うことにより、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	30 鳥取県未来人材育成基金	<u>地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は</p>	<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は</p>

第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合
7円51銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合
37万5,500円に5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限

第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合
7円30銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合
36万5千円に4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限

る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 略 <u>(保育所の職員配置に係る特例)</u>	1 略 <u>(経過措置)</u>
2 略	2 略
3 <u>保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u>	
4 <u>別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</u>	
5 <u>1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</u>	
6 <u>前2項の規定を適用する時は、保育士(附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u>	
7 <u>保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、附則第3項に規定する知事が保育士と同等の知</u>	

<p><u>識及び経験を有すると認める者並びに附則第4項及び第5項の規定により保育士とみなされる者に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
--	-------------------------------------

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
<u>第1条</u> 略	<u>1</u> 略
(経過措置)	(経過措置)
<u>第2条</u> 略	<u>2</u> 略
<u>第3条</u> 略	<u>3</u> 略
<u>(認定こども園の職員配置に係る特例)</u>	
<u>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、平成32年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</u>	
<u>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、平成32年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</u>	
<u>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳</u>	

以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置か
なければならぬ幼稚園の教員の免許状又は保育士
の資格を有する者については、平成32年3月31日ま
での間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有
する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又
は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども
園に置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及
び保育士の資格を併せて有する者については、平成
32年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の
普通免許状を有する者をもって代えることができ
る。

4 前2項の場合において、小学校教諭又は養護教諭
の普通免許状を有する者は、補助者として従事する
場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはな
らない。

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こど
も園において、開所時間を通じて必要となる職員の
総数が、利用定員に応じて置かなければならぬ職
員の人数を超える場合における配置義務職員につい
ては、平成32年3月31日までの間、開所時間を通じ
て必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置
かなければならぬ職員の数を差し引いて得た数の
範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経
験を有すると認める者をもって代えることができ
る。この場合において、当該者は補助者として従事
する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事して
はならない。

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園
の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教
諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員
と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下こ
の条及び次条において「同等職員等」という。）を
もって代える場合においては、当該同等職員等の総
数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはなら
ない。

第8条 認定こども園の設置者は、知事が別に定める
ところにより、同等職員等に対して、保育の質を確
保するために必要な研修を受けさせなければならぬ
い。

(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正) <u>第9条</u> 略	(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正) <u>4</u> 略
(鳥取県行政組織条例の一部改正) <u>第10条</u> 略	(鳥取県行政組織条例の一部改正) <u>5</u> 略
(鳥取県附属機関条例の一部改正) <u>第11条</u> 略	(鳥取県附属機関条例の一部改正) <u>6</u> 略
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正) <u>第12条</u> 略	(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正) <u>7</u> 略
(鳥取県教育審議会条例の一部改正) <u>第13条</u> 略	(鳥取県教育審議会条例の一部改正) <u>8</u> 略
(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正) <u>第14条</u> 略	(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正) <u>9</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(既存施設の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(認定こども園の職員配置に係る特例)</u></p> <p>第3条 <u>別表第1職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、平成32年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、保育士の資格を有する者を幼稚園教諭等をもって代える場合においては、当該幼稚園教諭等の総数は、条例附則第4条に規定する配置義務職員の数に3分の1を乗じて得た数から条例附則第7条に規定する同等職員等の総数を差し引いて得た数を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>認定こども園の設置者は、第1項の規定により保育士の資格を有する者を幼稚園教諭等をもって代える場合においては、知事が別に定めるところにより、当該幼稚園教諭等に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。</u></p> <p>(鳥取県行政組織規則の一部改正)</p> <p>第4条 略</p> <p>(鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(既存施設の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p>(鳥取県行政組織規則の一部改正)</p> <p>第3条 略</p> <p>(鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正)</p>

<p><u>第5条</u> 略</p> <p>(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>第4条</u> 略</p> <p>(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。